

財団法人 吉田育英会 寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人吉田育英会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区亀沢3丁目22番地1号に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、学校教育のより一層の発展と向上を図るため、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により、修学が困難な学生に対する奨学援護を行い、国際交流の推進を図るため留学生に対する奨学援護を行い、また学校等の設備その他の充実に寄与することにより社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学資金の貸与及び給与
- (2) 学資金を受ける学生の補導
- (3) 学校等に対する教育用備品、その他の寄贈及びその充実に要する資金の補助
- (4) その他前条の目的を達成するための必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、吉田工業株式会社の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって銀行に預金又は信託するか若しくは確実な有価証券を購入し、理事長が保管する。

(基本財産の処分と制限)

第8条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書並びに貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録及び収支計算書として作成し、監事の意見を付け、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 四 章 役員、顧問、評議員及び職員

(役員の種類別)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 8 名以内 (うち理事長 1 名、常務理事 1 名)
- (2) 監事 2 名又は 3 名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長 1 名、常務理事 1 名を定める。

- 2 . 理事のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。
- 3 . 監事には、この法人の理事 (その親族その他特殊の関係のある者を含む。) 及び評議員 (その親族その他特殊の関係のある者を含む。) 並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(職 務)

第17条 理事長はこの法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 . 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 3 . 常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

第18条 理事は、理事会を組織しこの法人の業務を議決し、執行する。

第19条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は、文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集す

ること

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、前任者はその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のおの3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として、ふさわしくない行為があると認められるとき

2. 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第22条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

2. 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が決める。

(評議員選出)

第23条 この法人には評議員6名以上10名以内をおく。ただし、理事現在数と同数以上をおかななければならない。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
3. 評議員のうちには、役員いずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の合計数又は、評議員いずれか1人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
4. 評議員は、この法人の理事を兼ねることはできない。
5. 評議員には第20条から第22条までの規定を準用する。この場合において、こ

これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第五章 会 議

(招 集)

第26条 理事会は毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して文書をもって通知しなければならない。
3. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定 足 数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

(書面表決)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議 決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第30条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員の同意を経なければならぬ。

- (1) 収支予算及び事業計画についての事項
- (2) 収支決算及び事業報告についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) 奨学資金貸与規程、奨学資金給与規程及び留学生奨学資金給与規程の変更に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

第31条 第26条第1項及び第2項並びに第27条から第29条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

2. 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の中から互選により定める。

(議 事 録)

第32条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第六章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第34条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に帰属させるものとする。

第七章 選考委員会

(選考委員会)

第36条 この法人には、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会をおく。

(委員)

第37条 選考委員会は8名以上10名以内の委員をもって組織する。

2. 委員は学識経験のある者のうちから理事会で選出し理事長が委嘱する。
3. 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が3名をこえて含まれることとなってはならない。
4. 第16条第2項の規定は委員について準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第八章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為、奨学資金貸与規程、奨学資金給与規程及び留学生奨学資金給与規程
 - (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (6) 許認可に関する書類
 - (7) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び収支計算書
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (10) 官公署往復書類
 - (11) 登記に関する書類
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第1号から第8号のものは永久
 - (2) 第9号のものは10年以上
 - (3) 第10号から第12号までのものは1年以上
3. 第1項第1号、第3号、第7号及び第8号に掲げる書類及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(保有株式の権利行使の制限)

第39条 この法人は、保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(細 則)

第40条 この寄附行為についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

(理事会への委任)

第41条 この寄附行為の施行に関し、必要な事項は理事会が定める。

附 則

1 . この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりである。

理 事（理事長）	鍛 冶 良 作
理 事（常務理事）	吉 田 久 松
理 事	植 木 忠 夫
理 事	平 崎 菊 太 郎
理 事	吉 川 喜 一
監 事	藤 岡 義 文
監 事	大 間 知 正 太 郎

（昭和48年 1 月22日一部変更認可）

1 . この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日から施行する。

（昭和61年 2 月 3 日一部変更認可）

1 . この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日から施行する。

（平成 6 年 8 月29日一部変更認可）

1 . この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日から施行する。

（平成 8 年 4 月 1 日一部変更認可）

1 . この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日から施行する。

（平成19年 5 月15日一部変更認可）

1 . この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

(平成20年1月9日一部変更認可)

1. この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日から施行する。